

# 第19回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年10月26日（水曜日）午前11時

開催場所 名古屋市中村区名駅二丁目37番7号  
ブルーレマン名古屋

## 【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。株主の皆様への感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場の見合わせをご推奨申し上げます。また、株主総会にご出席される株主様におかれましては、マスクの着用等感染予防にご協力いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

なお、本総会における対応内容を更新する場合がございますので、当社ウェブサイトの発信情報をご確認賜りますようお願い申し上げます。

本定時株主総会において、お土産のご用意はございません。また、株主ご来場食事会についても開催いたしませんので、あらかじめご了承ください。



代表取締役社長

河合 達明

株主の皆様へ

TO OUR SHAREHOLDERS

平素は、格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第19期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2022年7月期は、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受ける環境下において、予定された挙式・披露宴を着実に実施することができ、売上高、すべての利益で過去最高業績を更新し、大きな成果をあげることができました。コロナ禍において、“結婚式は不要不急である”そんな風潮が広がり、当業界では挙式・披露宴自体のキャンセルが相次ぐ中、当社はこれまで通り新郎新婦ひとりひとりに寄り添い誠実に向き合ってきた結果として、新型コロナを要因とするキャンセルを最小限に留めることができました。この逆境を糧に当社の事業に対する信頼が増したことや、これまでの姿勢が間違っていなかったと全社員が実感し、自信を持って事業活動を行ったことがコロナ前を凌ぐ業績を達成した大きな要因だと考えております。また、東証市場再編においてプライム市場へ移行する決断をいたしました。プライム市場の上場維持基準はひとつの通過点と捉えております。今後の事業成長において新規出店を再開し、企業価値向上を果たしていくことはもちろん、より多くの方に「プラスが創り上げる結婚式」の価値を認識していただき、いずれは名実ともに日本一の結婚式屋へ成長していきます。今後も新郎新婦や株主の皆様の期待に応えるべく努めてまいりますので、引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 2424  
2022年10月7日  
名古屋市中村区名駅二丁目36番20号  
アイビル4F  
株式会社プラス  
代表取締役社長 河合 達明

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されております。つきましては、本株主総会は新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場の見合わせをご推奨申し上げます。

議決権は書面によって行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年10月25日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

<b>1</b> 日 時	2022年10月26日（水曜日）午前11時
<b>2</b> 場 所	名古屋市中村区名駅二丁目37番7号 ブルーレマン名古屋 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
<b>3</b> 目的事項	報告事項 第19期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
	決議事項
	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件

以上

- 当日の受付開始時刻は午前10時を予定しております。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知を、当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.brass.ne.jp/corporate/ir/meeting.html>）に掲載しております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②事業報告の「会計監査人の状況」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」

④計算書類の「個別注記表」

なお、上記①及び②は、監査報告の作成に際して、監査役が監査した事業報告に含まれております。また、上記③及び④は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査した計算書類に含まれております。

- 事業報告及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.brass.ne.jp/corporate/ir/meeting.html>）に掲載させていただきます。
- 本定時株主総会において、お土産のご用意はございません。また、株主ご来場食事会についても開催いたしませんので、あらかじめご了承ください。

( 提供書面 )

## 事業報告

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出や外出の自粛要請により経済活動は制限を受け、個人消費や企業活動が著しく停滞する状況にありましたが、感染状況の落ち着きもあり状況は徐々に緩和されていきました。

当ウエディング業界におきましても、挙式・披露宴の延期、列席者数減少の影響を受けておりますが、行動制限が解除されて以降、市場環境は明らかな回復が見えております。

このような環境において、当第4 四半期会計期間(2022年5月～2022年7月)での挙式・披露宴は概ね予定通り実施され、当第4 四半期会計期間及び通期で過去最高となる施行数を実施するに至りました。単価については、新型コロナウイルス感染症発生前と遜色ない3,813千円(前事業年度比8.7%増)で推移、また、受注数においても堅調に推移いたしました。「いい結婚式を世の中に広めたい」変わることない当社の企業姿勢は、この苦境を糧に企業を大きく成長させております。

この結果、当事業年度の売上高は11,415,969千円(前事業年度比22.2%増)、営業利益は874,596千円(前事業年度比166.8%増)、経常利益は1,129,253千円(前事業年度比121.6%増)、当期純利益は734,765千円(前事業年度比333.2%増)となりました。

##### ② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は343,503千円であります。その主なものは、新規店舗開設において、「ビー・ドレッセ静岡店」に131,966千円、レンタル用衣裳に111,140千円及び営業支援システムに27,220千円の投資を実施いたしました。

##### ③ 資金調達の状況

運転資金に充てることを目的として、銀行借入により、1,300,000千円の資金を調達いたしました。

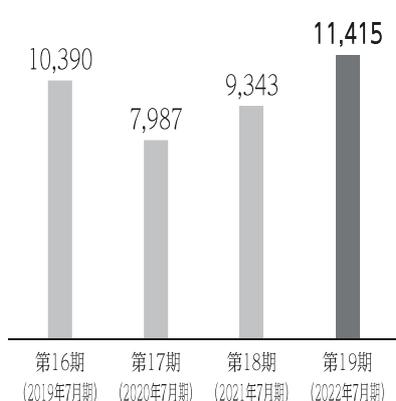
## (2) 直前3 事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2019年7月期)	第 17 期 (2020年7月期)	第 18 期 (2021年7月期)	第 19 期 ( 当事業年度 ) (2022年7月期)
売 上 高(千円)	10,390,299	7,987,918	9,343,894	11,415,969
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )(千円)	582,050	△817,936	509,547	1,129,253
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ )(千円)	369,322	△1,183,382	169,612	734,765
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 ( △ )(円)	64円69銭	△208円56銭	30円02銭	131円06銭
総 資 産(千円)	10,479,995	12,321,169	11,682,156	11,764,901
純 資 産(千円)	3,623,525	2,321,692	2,491,305	2,983,823

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、2022年7月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

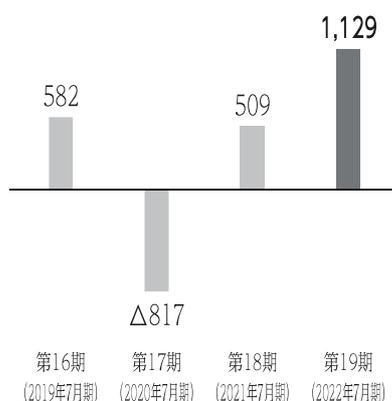
### 売上高

(単位：百万円)



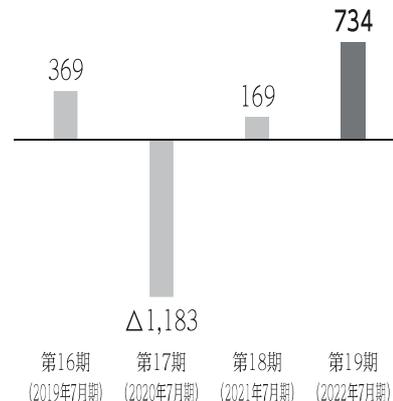
### 経常利益

(単位：百万円)



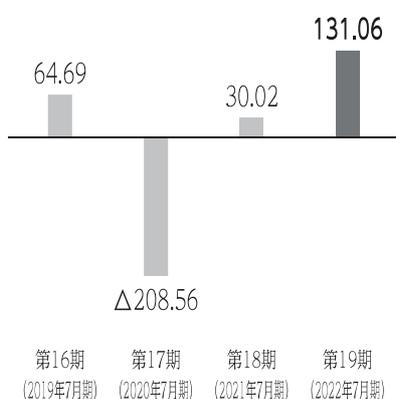
### 当期純利益

(単位：百万円)



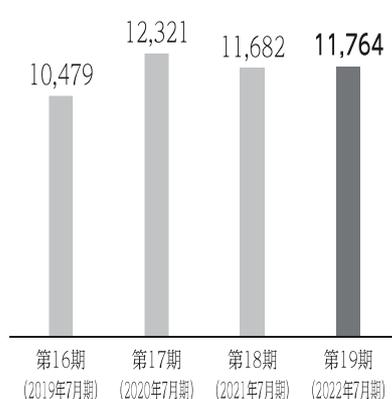
### 1株当たり当期純利益

(単位：円)



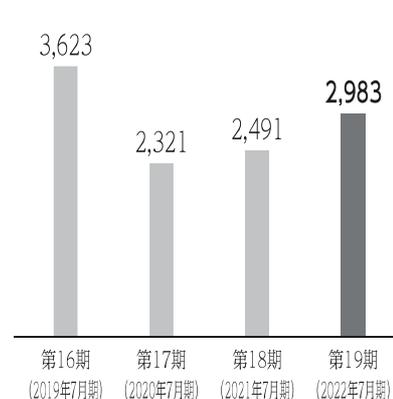
### 総資産

(単位：百万円)



### 純資産

(単位：百万円)



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染拡大により、緊急事態宣言等政府や自治体からの度重なる営業活動への制限の要請を受け、業績へ影響を受けております。ワクチン接種が普及し、感染状況は落ち着きをみせておりますが、いまだ収束時期は不透明であり、経済活動に影響を及ぼす状況が続くと予想されます。

また、日本国内の少子高齢化や未婚率の増加などを背景に、挙式・披露宴実施組数の減少は避けられない状況であります。しかしながら、オリジナルな挙式・披露宴志向の高まりによって、ゲストハウス・ウエディングの市場は、広く支持を集めております。こうしたトレンドを踏まえ、専門式場がゲストハウス・ウエディングへ進出しているほか、受注競争の激化、少人数挙式の需要増等、業界における企業間の競争はますます激しくなると認識しております。

このような状況下において、当社がハウスウエディング事業を核に、中長期的に企業価値を高めていくために、当社は下記の事項を主な課題として取り組んでいく方針です。

#### ①出店について

当社は、東海エリアを中心に23会場を展開しておりますが、競争力の高いゲストハウスの展開は当社事業の根幹であり、出店条件や地域の特異性等、当社が対象とする顧客層を考慮した上で、店舗の採算性並びに資金繰りを検討し、出店候補地を決定しております。今後は建設コストの高騰を踏まえM&A等の出店戦略の多様化を図りながら、より効率的な店舗展開を進めていくことが重要な課題と認識しております。

#### ②人材の確保と育成

当社の主役ともいべきウエディングプランナーは新卒の採用を主体として、育成していく方針です。入社後は定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに対応できる接客力を向上させておりますが、スタッフ育成には一定の教育期間を要するため、事業展開と人材採用・育成とのバランスをとりながらサービスの維持・向上に努めてまいります。

### ③衛生管理の強化

当社の各会場は、食品衛生法に基づき所轄保健所より営業許可証を取得し、食品衛生責任者を配置しております。また、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に店舗監査や外部検査機関による検査と改善を行っております。今後も法改正等に対応しながら、更に衛生管理体制を強化してまいります。

### ④コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社では、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるため、また、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。今後においても、管理部門の拡充、内部監査体制の充実及び監査役、監査法人との連携等を通して、更なる内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

### ⑤結婚式クオリティ強化を前提とした内製業務の推進

当社の主な内製業務は、婚礼料理の調理、ドレスショップの運営及び写真・映像制作です。それらの内製事業への経営資源、人的資源の投入により弊社の結婚式クオリティは堅持されております。今後は内製範囲を広げ結婚式クオリティを更に引き上げ、他社との更なる差別化を図ってまいります。

### ⑥新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を想定した利益創出体制の強化

一定程度の施行組数の減少及び1組当たりのゲスト数減少を想定し、割引体制の見直しや未招待ゲストへの対応による売上単価の維持等の施策により利益創出体制の強化に努めます。

## (5) 主要な事業内容(2022年7月31日現在)

当社は直営店型ハウスウエディング事業の経営を主な事業としております。

## (6) 主要な営業所(2022年7月31日現在)

本社 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目36番20号

営業所 ルージュ：ブラン(愛知県一宮市)

オランジュ：ベール(愛知県日進市)

ブルー：ブラン(愛知県岡崎市)

ブルーレマン名古屋(愛知県名古屋市)

ブラン：ベージュ(愛知県安城市)

マンダリンポルト(愛知県常滑市)

ヴェールノアール(岐阜県羽島市)

ルージュアルダン(愛知県豊橋市)

アーゼント パルム(愛知県豊田市)

ミエルクローチェ(三重県鈴鹿市)

ヴェルミヨンバーグ(愛知県名古屋市)

マンダリンアリュール(静岡県浜松市)

ラピスアジュール(静岡県静岡市)

クルヴェット名古屋(愛知県名古屋市)

ミエルシトロン(三重県四日市市)

ミエルココン(三重県津市)

ブランリール大阪(大阪府大阪市)

ラピスコライユ(静岡県静岡市)

オリゾンブルー(静岡県沼津市)

ブルーグレース大阪(大阪府大阪市)

アールオランジュ(静岡県浜松市)

アコールハーブ(千葉県船橋市)

アトールテラス鴨川(京都府京都市)

(7) 使用人の状況(2022年7月31日現在)

使用人数	前期末比増減
464名	14名(増)

(注) 使用人数は就業員数(子会社等への出向者27名は除く)であり、臨時雇用者も含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況(2022年7月31日現在)

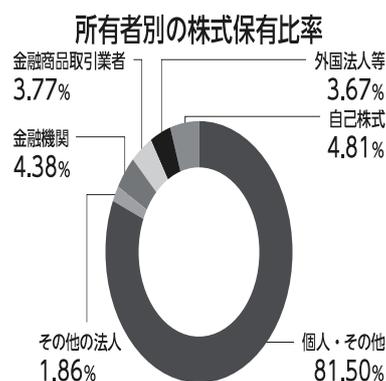
借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,383,304千円
株式会社みずほ銀行	564,515千円
株式会社りそな銀行	552,058千円
株式会社十六銀行	516,323千円
株式会社百五銀行	506,486千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況(2022年7月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 18,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,709,300株  
(自己株式274,639株含む)
- (3) 株主数 4,124名
- (4) 大株主(上位10名)



株主名	持株数	持株比率
河合達明	2,770,000株	50.97%
河合智行	302,000株	5.56%
吉岡裕之	250,000株	4.60%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信宅口)	210,000株	3.86%
ブラス社員持株会	154,300株	2.84%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	65,607株	1.21%
上田八木短資株式会社	55,600株	1.02%
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社)	53,600株	0.99%
クレディ・スイス証券株式会社	47,000株	0.86%
大脇久嗣	40,000株	0.74%

- (注) 1. 当社は自己株式を274,639株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式(274,639株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況(2022年7月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	河 合 達 明	
専務取締役	河 合 智 行	管理担当
取 締 役	鷺 野 真	総支配人
取 締 役	酒 井 康 成	
取 締 役	山 田 美 典	公認会計士山田美典事務所所長 税理士山田美典事務所所長 株式会社東海理化社外監査役 トリニティ工業株式会社社外監査役
常勤監査役	東 健 作	
監 査 役	岩 村 豊 正	岩村公認会計士事務所代表 監査法人コスモス代表社員 株式会社ブロンコビリー社外監査役 ジャパンベストレスキューシステム株式会社社外取締役
監 査 役	大 井 直 樹	若山・大井総合法律事務所共同代表

- (注) 1. 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するにあたっての独立性に関する基準及び方針を定めております。選任にあたっては、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを個別に判断しております。なお、役員指名の決定プロセスは、メンバーの過半数を独立役員(社外取締役、社外監査役)で構成する指名諮問委員会において審議し、客観的かつ公正性の確保に努めております。
2. 専務取締役河合智行氏は、当社代表取締役社長河合達明氏の弟であります。
3. 取締役山田美典氏は、社外取締役であります。
4. 監査役東健作氏、岩村豊正氏及び大井直樹氏は、社外監査役であります。
5. 取締役酒井康成氏及び山田美典氏、監査役東健作氏、岩村豊正氏及び大井直樹氏の5氏は、以下のとおり、財務、会計及び法務に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 取締役酒井康成氏は公認会計士の資格を有しております。
  - ・ 取締役山田美典氏は公認会計士の資格を有しております。
  - ・ 監査役東健作氏は経営学修士及び法務博士(専門職)の資格を有しております。
  - ・ 監査役岩村豊正氏は公認会計士の資格を有しております。
  - ・ 監査役大井直樹氏は弁護士の資格を有しております。

6. 当社は、社外取締役山田美典氏、社外監査役東健作氏、岩村豊正氏及び大井直樹氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(ご参考) スキル・マトリックス

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、取締役会及び監査役会において、知識・経験・能力等のバランスと多様性を確保することが重要であると認識しております。当社が特に重要と考えるスキルと各取締役及び監査役の専門性・見識・経験を踏まえ、当社がその能力を十分に発揮することを期待する項目(●)は以下のとおりであります。スキルについては、取締役会及び監査役会に求められる機能、経営戦略との整合性及び事業特性の観点から特定しております。なお、各取締役及び監査役が有する全ての専門性・見識・経験を示すものではありません。

	氏名	地位	企業経営	財務 会計	法務 リスク 内部統制	営業 マーケ ティング	ESG サステナ ビリティ	IT DX	人事 労務
取締 役	河合 達明	代表取締役 社長	●			●	●		●
	河合 智行	専務取締役	●	●	●			●	
	鷺野 真	取締役	●			●	●		●
	酒井 康成	取締役	●	●					
	山田 美典	社外取締役	●	●	●				

	氏名	地位	企業経営	財務 会計	法務 リスク 内部統制	営業 マーケ ティング	ESG サステナ ビリティ	IT DX	人事 労務
監 査 役	東 健作	常勤監査役		●	●			●	
	岩村 豊正	社外監査役	●	●	●				
	大井 直樹	社外監査役			●				●

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役酒井康成氏、社外取締役山田美典氏、社外監査役東健作氏、社外監査役岩村豊正氏及び社外監査役大井直樹氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2017年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等の内容は次のとおりです。

#### a. 基本報酬に関する方針

- ・ 短期および中長期の業績と企業価値の向上を促進する報酬制度とする。
- ・ 当社が重視する経営理念に基づき、職務・業績貢献及び経営状況等に見合った報酬管理を行う。
- ・ 客観性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定し、ステークホルダーから信頼される報酬制度とする。

#### b. 報酬構成の概要

- ・ 当社の役員報酬は「確定額報酬」が個人別の報酬等の額の全部を占める。

#### c. 報酬水準

- ・ 取締役の報酬水準については、外部環境や市場環境の変化に対して迅速な対応を行うため、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を活用のうえ、同業（結婚式業）・同規模（時価総額・営業利益等にて選定）他業種の企業の役員報酬水準をベンチマークとして設定し、相对比较及び検証をして決定する。

#### d. 報酬の決定プロセス

- ・ 取締役の報酬等の決定プロセスは、メンバーの過半数を独立役員（社外取締役、社外監査役）で構成する報酬諮問委員会において、会社の業績や経済情勢、個々の職責及び実績、過去の支給実績等を踏まえて審議し、客観的かつ透明性の確保に努めております。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	138,000 (3,000)	138,000 (3,000)	—	—	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,300 (12,300)	12,300 (12,300)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	150,300 (15,300)	150,300 (15,300)	—	—	8 (4)

- (注) 1. 当社の役員報酬については、株主総会決議により、取締役及び監査役の報酬等の限度額を決定しております。
2. 取締役の報酬限度額は、2004年9月20日開催の第1回定時株主総会において年額3億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)と決議されており、当該株主総会終結時点の取締役員数は3名(うち社外取締役は1名)です。当事業年度において報酬諮問委員会を2021年8月16日に開催し、2021年9月14日の取締役会にて報告しております。それを踏まえて株主総会で承認された報酬総額の範囲内で2021年10月27日の取締役会にて審議及び決定しております。
3. 監査役の報酬限度額は、2004年9月20日開催の第1回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。各監査役の報酬等については、会社の業績や経済情勢、個々の職責及び実績、過去の支給実績等を踏まえて監査役で協議し、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で決定しております。
4. 取締役会は、代表取締役河合達明に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 社外取締役山田美典氏は、公認会計士山田美典事務所所長及び税理士山田美典事務所所長を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。
  - ・ 社外監査役岩村豊正氏は、岩村公認会計士事務所代表及び監査法人コスモス代表社員を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。
  - ・ 社外監査役大井直樹氏は、若山・大井総合法律事務所共同代表を兼職しております。なお、若山弁護士は当社の顧問弁護士であり、当社と同事務所との間に特別の利害関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役山田美典氏は、株式会社東海理化社外監査役及びトリニティ工業株式会社社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。
  - ・ 監査役岩村豊正氏は、株式会社ブロンコビリー社外監査役及びジャパンベストレスキューシステム株式会社社外取締役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 山田美典	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な知識と長年の企業監査において培われた幅広い見識を有しており、取締役会では経理・財務的見地から適切な助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外監査役 東健作	<p>当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。また、監査役会14回全てに出席いたしました。</p> <p>経営学修士及び法務博士（専門職）を取得しており、銀行・証券会社での海外勤務や共済機構で監査業務を担うなど、経営に関する豊富な業務経験と見識を有していることから、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。監査役会においては、その特性を生かして、適宜必要な発言を行っております。</p>
社外監査役 岩村豊正	<p>当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。また、監査役会14回全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士であり、会計税務に関する専門的な知識を有していることから、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。監査役会においては、その特性を生かして、適宜必要な発言を行っております。</p>
社外監査役 大井直樹	<p>当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。また、監査役会14回全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士であり、法律に関する豊富な業務経験と高度かつ専門的な知識を有していることから、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するため発言を行っております。</p> <p>また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。監査役会においては、その特性を生かして、適宜必要な発言を行っております。</p>

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や以下の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、当期純利益の概ね10%を目標に実施してまいります。

自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき4円とさせていただきます。

また、当事業年度において、自己株式214,439株(取得価額総額179,737,975円)を取得いたしました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,028,699	流動負債	4,014,425
現金及び預金	2,593,162	買掛金	325,253
売掛金	78,403	1年内償還予定の社債	96,000
商 品	72,930	1年内返済予定の長期借入金	1,413,979
貯 蔵 品	52,614	未 払 金	483,200
前 払 費 用	92,574	未 払 費 用	135,225
そ の 他	143,249	未 払 法 人 税 等	285,740
貸倒引当金	△4,235	未 払 消 費 税 等	160,945
固定資産	8,736,201	契 約 負 債	1,025,691
有形固定資産	7,429,091	そ の 他	88,389
建 物	5,751,890	固 定 負 債	4,766,652
構 築 物	361,960	社 債	108,000
機 械 及 び 装 置	3,404	長 期 借 入 金	3,636,987
車 両 運 搬 具	1,457	長 期 未 払 金	372,258
工 具 、 器 具 及 び 備 品	239,664	退 職 給 付 引 当 金	128,094
土 地	1,026,206	資 産 除 去 債 務	406,313
建 設 仮 勘 定	44,507	そ の 他	115,000
無形固定資産	64,400	負 債 合 計	8,781,078
ソ フ ト ウ ェ ア	58,350	(純資産の部)	
そ の 他	6,049	株 主 資 本	2,983,823
投資その他の資産	1,242,709	資 本 金	100,000
出 資 金	50	資 本 剰 余 金	1,009,817
差 入 保 証 金	516,718	資 本 準 備 金	514,556
関係会社長期貸付金	58,170	そ の 他 資 本 剰 余 金	495,261
長期前払費用	104,148	利 益 剰 余 金	2,103,682
繰延税金資産	600,566	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,103,682
そ の 他	1,752	繰 越 利 益 剰 余 金	2,103,682
貸倒引当金	△38,697	自 己 株 式	△229,676
資 産 合 計	11,764,901	純 資 産 合 計	2,983,823
		負 債 純 資 産 合 計	11,764,901

# 損益計算書

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

(単位: 千円)

科 目	金 額	額
売上高		11,415,969
売上原価		3,750,857
売上総利益		7,665,112
販売費及び一般管理費		6,790,515
営業利益		874,596
営業外収益		281,429
受取利息	23	
受取賃貸料	42,335	
雇用調整助成金	53,429	
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	173,126	
その他	12,515	
営業外費用		26,773
支払利息	22,920	
その他	3,852	
経常利益		1,129,253
特別利益		29
固定資産売却益	29	
特別損失		151,060
固定資産除却損	13,919	
関係会社株式評価損	98,443	
貸倒引当金繰入額	38,697	
税引前当期純利益		978,222
法人税、住民税及び事業税	369,295	
法人税等調整額	△125,838	243,456
当期純利益		734,765

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年9月16日

株式会社プラス  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ 監査法人

#### 名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤	浩幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田	宏季

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プラスの2021年8月1日から2022年7月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月20日

株式会社プラス 監査役会

常勤監査役( 社外監査役)	東 健作	Ⓜ
社外監査役	岩村 豊正	Ⓜ
社外監査役	大井 直樹	Ⓜ

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営目標の一つとして認識しており、財政状態・経営成績・事業計画等を勘案した上で、株主の皆様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

株主の皆様には、2020年7月期より無配を続け、大変ご迷惑をおかけして申し訳なく存じております。全社をあげて業績の回復に努めてまいりました結果、当事業年度に係る剰余金の期末配当金につきましては、業績及び今後の事業展開等を勘案して、配当の体制が整ったものと判断し、以下のとおり復配いたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額は21,738,644円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年10月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度導入が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネットとみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（株主総会参考書類等のインターネットとみなし提供）</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削除）</p>



メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

## ウエディングプランナー&料理で5年連続・全国1位に輝きました！

株式会社oricon ME（本社：東京都港区）が行なった2022年 オリコン顧客満足度®調査 ハウスウエディングにおいて、ウエディングプランナー／料理で第1位を獲得しました。また、ブラスは2018年～2022年までの5年連続で、「ウエディングプランナー」「料理」で第1位となります。



**BRASS** | SMILE AND TEARS | それぞれの新郎新婦にとって最高の結婚式を創る。  
ブラスグループは全国に23店舗の完全貸切ゲストハウスと、ドレスショップ、レストランを展開しています。

### 株主メモ

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日、毎年7月31日
上場市場	東京証券取引所プライム市場 名古屋証券取引所プレミアム市場
単元株式数	100株
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先・ 郵便物送付先	東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告掲載方法	電子公告 ( <a href="https://www.brass.ne.jp">https://www.brass.ne.jp</a> ) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

### 株主優待

#### ■株主優待の内容

保有株式数	優待内容	継続保有期間
100株以上 200株未満	①披露宴割引券 10万円分 ②クオカード 500円分	半年以上
200株以上 1,000株未満	①披露宴割引券 10万円分 ②クオカード 1,000円分	
1,000株以上	①披露宴割引券 10万円分 ②クオカード 1,000円分 ③自社お菓子 3,000円分	

#### ■株主優待の対象となる株主様

中間期株主名簿及び期末株主名簿に同一株主番号で連続して記載または記録され、かつ、規定株式数以上の当社株式を保有している株主様を対象といたします。

#### ■贈呈時期

毎年10月下旬の発送を予定しております。

# 株主総会会場ご案内図



**BRASS** | SMILE AND TEARS

ブルーレマン名古屋

〒450-0002 名古屋市中村区名駅二丁目37番7号

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。



# 第19回定時株主総会招集ご通知に際しての法令 及び当社定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会計監査人の状況

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年8月1日から2022年7月31日まで)

## 株式会社ブラス

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.brass.ne.jp/corporate/ir/meeting.html>)に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会での決議内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役への周知・徹底を行っております。
- ・「コンプライアンス管理規程」を制定し、当社及び当社子会社の役員及び使用人へ継続的な教育・研修を実施し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行っております。
- ・「内部通報窓口に関する規程」を制定し、問題の早期発見に努めております。

#### ② 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理しております。
- ・取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとしております。
- ・各種法令及び証券取引所の適時開示規則に基づき、会社情報を適時適切に開示することとしております。
- ・個人情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、個人情報を適切に取り扱うため、「個人及び特定個人情報等取扱規程」を明示し、周知徹底を行っております。

#### ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規程」を制定し、事業に伴う様々なリスクの把握及び管理に努めております。
- ・リスク管理委員会において、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発見及び対抗手段の検討等を行うほか、各部門責任者は、所管部門におけるリスク管理の遂行及び管理を行っております。
- ・緊急事態発生の際には、緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努めております。

- ④ **当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・取締役会は、「定款」及び「取締役会規程」に基づいて運営し、毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催しております。
  - ・業務分掌・職務権限・稟議に関する「決裁規程」を制定し、効率的に職務の遂行を行っております。
- ⑤ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会での協議の上、人数及び権限等を決定し、任命することとしております。
  - ・当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を得るものとしております。
- ⑥ **当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**
- ・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他法令に違反する事項を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとしております。
  - ・監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要事項の報告を求めることができるものとしております。
- ⑦ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・当社の監査役への報告を行った当社及び当社子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、当社及び当社子会社の役員及び使用人に周知徹底しております。
- ⑧ **当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・職務執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合は、当該請求に係る費用又は債務を適切に処理することを規程に明記しております。

- ⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
  - ・ 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図っております。
  - ・ 監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に情報交換を行い、意思の疎通を図っております。
  - ・ 監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができるものとしております。
  
- ⑩ **当社及び当社子会社の反社会的勢力への対応**
  - ・ 「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、総務部を対応統括部署として、反社会的勢力の排除を推進しております。
  - ・ 平素から外部専門機関と密接な関係を構築しており、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対応する体制を整備しております。
  
- ⑪ **当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
  - ・ 当社は当社子会社にその事業方針、事業計画、営業成績、財務状況、決算等経営状況、その他重要な事項について当社への定期的な報告を義務付け、必要に応じて主管部門が確認及び指導しております。
  - ・ 当社及び当社子会社にとって重要な事項は必要に応じて当社の取締役会にて決議しております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① **当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
  - ・ 「取締役会規程」をはじめとする社内規程を制定し、取締役及び使用人が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度における取締役会では、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性は確保されております。
  
- ② **当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
  - ・ 株主総会や取締役会、経営会議等の議事録及び稟議書、会計帳簿、契約書等の重要文書については、法令及び社内規程に基づき、主管部署において適切に保存・管理されております。

- ③ **当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ・「リスク管理規程」に基づき、平時は各部署においてリスクの発生を未然に防止する施策を講じるとともに、経営に重大な影響を及ぼすリスクに対してはリスク管理委員会が的確に対処する体制を敷いております。
- ④ **当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・取締役会の開催に際して、取締役及び社外監査役が議案内容を十分理解できるように、議案資料を事前通知しております。また取締役会を毎月1回の定時開催に加えて、必要に応じて臨時に開催しており、案件の重要度に応じた迅速かつ効率的な業務執行を図っております。
- ⑤ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ・該当事項はありません。
- ⑥ **当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**
- ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、社内規程に従って書面もしくはBRASSLINEを介して監査役に報告をしております。
- ⑦ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・監査役へ前号の報告があった場合は、報告をした者に対して不利益にならないよう守秘義務を遵守しながら、調査・是正等を行っております。
- ⑧ **当社の監査役 of 職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・当社の監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役 of 請求等に従い円滑に行っております。

- ⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
  - ・ 使用人は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供しております。また、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行いました。
  
- ⑩ **当社及び当社子会社の反社会的勢力への対応**
  - ・ 契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。
  
- ⑪ **当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
  - ・ 当社は当社子会社から事業方針、事業計画、営業成績、財務状況、決算等経営状況について適宜報告を受け、重要事項については取締役会において決議しております。

## 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	100,000	514,556	495,261	1,009,817	1,431,426	1,431,426	△ 49,938	2,491,305	2,491,305
会計方針 の変更による累積 的影響額					△ 62,509	△ 62,509		△ 62,509	△ 62,509
会計方針の 変更を反映した当期首 残高	100,000	514,556	495,261	1,009,817	1,368,917	1,368,917	△ 49,938	2,428,795	2,428,795
当期変動額									
当期純利益					734,765	734,765		734,765	734,765
自己株式の 取得							△ 179,737	△ 179,737	△ 179,737
当期変動額合計	—	—	—	—	734,765	734,765	△ 179,737	555,027	555,027
当期末残高	100,000	514,556	495,261	1,009,817	2,103,682	2,103,682	△ 229,676	2,983,823	2,983,823

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 子会社株式

移動平均法に基づく原価法

#### ② 棚卸資産

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては5年間で均等償却しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約に基づき挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供を行う義務を負っております。その対価には変動対価に該当するものはなく、商品及びサービスに関する保証等の義務もありません。

取引価格は、契約により定める商品及び役務の対価の額に基づいており、各商品及び役務ごとに定められている独立の価格を基に算出しております。

履行義務の充足時点については、基本的に挙式日の時点としております。これは挙式の施行により、商品の引き渡し及びサービスの提供が完了し、顧客から取引対価の支払を受ける権利を得ていると判断できるためであります。但し、一部の商品については納品が挙式日後となることから、納品の時において充足するとしております。

#### (5) ヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段... 金利スワップ

ヘッジ対象... 借入金利息

##### ③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を利用しております。

##### ④ ヘッジ有効性の評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、挙式日時点で収益を認識しておりましたが、その内の一部の取引について納品日時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は10,753千円増加し、売上原価は13,348千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2,595千円減少しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は62,509千円減少しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

### (2) 時価算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

### 3. 重要な会計上の見積りに関する注記

#### 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

有形固定資産	7,429,091
減損損失	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、原則として、店舗別に固定資産のグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りには、挙式の施行件数（以下「施行件数」という。）の過去実績及び現状の受注件数を基に策定された将来の施行件数や、新型コロナウイルス感染症収束後の割引前将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって平均単価が概ね一定であることに加えて、2023年までは同感染症拡大に伴う施行数、単価への影響が残るものの、2024年以降は顧客の需要が同感染症拡大以前の水準に回復する等の仮定をおいております。

しかしながら、当該算出方法、仮定について想定と異なる事態が生じた場合、翌事業年度以降の当社の業績を変動させる可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,483,232千円

(2) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産は、次のとおりであります。

現金及び預金	10,109千円
建物	573,998
土地	394,510
計	978,617

② 担保付債務は、次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	513,979千円
長期借入金	1,689,168
計	2,203,147

(3) 実行可能期間付タームローン契約

当社は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその長期化に対する備えとして、手元資金を厚く保持し財務基盤の安定性をより一層高めるため、取引金融機関と実行可能期間付タームローン契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

実行可能期間付タームローンの総額	800,000千円
借入実行残高	800,000
差引額	—

(4) 財務制限条項

① 当社が締結した金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されており、決算期末時点の「有利子負債倍率：有利子負債 / { 税引後利益 + 減価償却費 - (設備投資金額 - 新規出店に関わる投資額 (出店に準ずるリニューアル投資を含む)) }」が15倍を超えた場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、この契約に基づく借入残高は以下のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	75,000千円
長期借入金	175,000
計	250,000

② 当社が締結した実行可能期限付タームローン契約には財務制限条項が付されており、下記のいずれかに抵触した場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

イ) 2021年7月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2020年7月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ) 2021年7月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

なお、この契約に基づく借入残高は以下のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	—千円
長期借入金	800,000
計	800,000

③ 当社が締結した金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されており、下記のいずれかに抵触した場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

イ) 2022年7月期以降の各年度の決算期に係る借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期又は2021年7月決算期に係る借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上の金額に維持すること。

ロ) 2022年7月期以降の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書における営業損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと（なお、初回の判定は、2021年7月期及び2022年7月期の数値を用いて行われる）。

なお、この契約に基づく借入残高は以下のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	25,008千円
長期借入金	41,648
計	66,656

#### (5) 債務保証

下記の関係会社の金融機関からの借入金に対して、次の通り債務保証を行っております。

(株)lyrics	26,500千円
計	26,500

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	5,709,300	—	—	5,709,300

### (2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	60,200	214,439	—	274,639

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2022年10月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
21,738	4	2022年7月31日	2022年10月27日

## 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

主に店舗事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

関係会社長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されています。定期的に財務状況等を把握し、適切な管理に努めています。

差入保証金は、主に出店や社宅に関わる賃貸借契約等に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、長期未払金は主に設備投資を目的としたものであり、償還日等は決算日後、最長で11年11ヶ月後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程に従い、管理部が顧客ごとに期日及び残高を管理することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引については、取締役会で報告しております。

ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 差入保証金	516,718	497,996	△ 18,721
② 関係会社長期貸付金	58,170		
貸倒引当金 (※ 2)	△ 38,697		
	19,473	19,473	—
資産計	536,191	517,470	△ 18,721
① 1年内償還予定の社債 (※ 3)	96,000	96,000	—
② 1年内返済予定の長期 借入金 (※ 3)	1,413,979	1,413,979	—
③ 社債	108,000	107,770	△ 229
④ 長期借入金	3,636,987	3,633,646	△ 3,340
⑤ 長期未払金	372,258	370,937	△ 1,320
負債計	5,627,224	5,622,333	△ 4,891

(※ 1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(※ 2) 関係会社長期貸付金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(※ 3) 「1年内償還予定の社債」「1年内返済予定の長期借入金」にてについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に寄っております。

(注) 1. デリバティブ取引に関する事項

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2022年7月31日)
関係会社株式	—
出資金	50

関係会社株式及び出資金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	497,996	—	497,996
関係会社長期貸付金	—	—	19,473	19,473
資産計	—	497,996	19,473	517,470
1年内償還予定の社債	—	96,000	—	96,000
1年内返済予定の長期借入金	—	1,413,979	—	1,413,979
社債	—	107,770	—	107,770
長期借入金	—	3,633,646	—	3,633,646
長期未払金	—	370,937	—	370,937
負債計	—	5,622,333	—	5,622,333

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等、適正な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期貸付金

担保等による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の貸付金計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。本取引については、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、社債、長期借入金、長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はウェディング事業の単一セグメントであり、顧客等の契約から生じる収益の大部分が挙式・披露宴施行に伴うものであるため、収益の分解情報の記載を省略しております。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、主として国内の顧客に対してウェディング事業を行っており、顧客との契約に基づき挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供を行う義務を負っております。その対価には変動対価に該当するものはなく、商品及びサービスに関する保証等の義務もありません。

取引価格は、契約により定める商品及び役務の対価の額に基づいており、各商品及び役務ごとに定められている独立の価格を基に算出しております。

通常、挙式に関する対価は挙式日前に前受金として受領しておりますが、挙式日後の受領に関しても、受注後概ね1ヶ月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含まれておりません。

履行義務の充足時点については、基本的に挙式日の時点としております。これは挙式の施行により、商品の引き渡し及びサービスの提供が完了し、顧客から取引対価の支払を受ける権利を得ていると判断しているためであります。但し、映像商品やアルバムなど一部の商品については納品が挙式日後となることから、納品の時において充足するとしております。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	35,821
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	78,403
契約負債（期首残高）	1,140,853
契約負債（期末残高）	1,025,691

契約負債は、顧客との契約において、挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供前に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は1,018,453千円であります。また、当事業年度に契約負債が115,161千円減少した主な理由は、収益認識会計基準の適用に伴う前受金の増加と新型コロナウイルス感染拡大の影響による延期組数減少に伴う前受金の減少であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	36,538千円
未払賞与	13,291
減価償却超過額	468,225
減損損失	277,940
退職給付引当金	44,106
資産除去債務	139,904
その他	65,260
繰延税金資産小計	1,045,267
評価性引当額	378,476
繰延税金資産合計	666,791
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	66,224
繰延税金負債合計	66,224
繰延税金資産の純額	600,566

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	549円04銭
(2) 1株当たり当期純利益	131円06銭